

【別紙 2】

【その他の対策】

○市役所職員の分散勤務について

市役所庁内における新型コロナウイルス感染拡大を防ぎ、市民サービスの継続を図ることを目的に、執務室内の密集、密接を避けるため、「分散勤務」及び「土日を含めた勤務調整」を実施。また、「在宅勤務（テレワーク）」を準備中。これらの取り組みにより、職員数密度の5割以上の削減を目指す。

「分散勤務」

庁舎会議室や休館している中央公民館等を活用し、職員を分散して業務を実施。

「勤務調整」

平日の勤務を土日（閉庁日）にも割り振ることで、職員の分散業務を実施。ただし、これまで同様に土日及び祝日は閉庁のままとする。